

## 新型コロナウイルス感染症に関する令和3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、次の要件に該当する方は、申請により保険税(料)が減免となる場合があります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合
- ※令和2年中の収入と令和3年中の収入(見込)を比べます。

要件および手続の詳細については、下記までお問い合わせください。

※なお、令和2年度末に各保険に加入された方については、加入月分の令和2年度保険税(料)が減免対象となる場合があります。詳しくは下記まで。

- 国民健康保険税……………市税務課諸税担当 ☎ 32・3845
- 後期高齢者医療保険料……………市保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 32・4120
- 介護保険料……………市介護福祉課介護認定給付担当 ☎ 32・3507

※減免の詳細については、市ホームページに掲載しています。



## 国民健康保険税 特例対象被保険者等(非自発的失業者)軽減制度について

会社都合等の退職等で特例対象被保険者等(非自発的失業者)の対象となる方は、軽減制度が受けられます。

※申請が必要です。

※非自発的失業者に該当する方については、上記の新型コロナウイルス感染症に係る減免の対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】市税務課諸税担当（市役所1階）☎ 32・3845／FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 行政相談委員が委嘱されました

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間のボランティア有識者です。国の行政全般に対する苦情や意見、要望を受け付け、相談者への助言や関係機関への苦情の通知などを行っています。

小松島市担当の行政相談委員であった太田さんの退任に伴い、令和3年6月1日付で、次の委員が新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたので、お知らせします。

### 【新任行政相談委員】

よしおか しゅんじ  
吉岡 俊二さん



また、上記新任委員のほかに、次の行政相談委員も引き続き委嘱されています。

みやしろ ひでゆき  
宮城 秀行さん  
くらしき いちえ  
倉敷 一枝さん

【お問い合わせ先】市秘書広報課広報担当（市役所3階）☎ 32・3812／FAX 32・1474

Mail:kouhou@city.komatsushima.i-tokushima.jp